

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第20回）

1 日時 令和6年5月17日（金）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、石井構成員、落合構成員、水谷構成員、森構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況

（2）意見交換

（3）その他

【山本（龍）主査】 それでは、定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第20回会合を開催いたします。

本日も御多忙の中、当会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料WG20-1-1から参考資料WG20-4までの12点、用意をしております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、曾我部構成員は御欠席予定、石井構成員、落合構成員は途中で御退出予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

本日の議事でございますけれども、前回に引き続き、具体的な方策の議論として、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方、それから情報電送プラットフォームが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方、それぞれ重たい論点ですけれども、それぞれにつきまして、まず事務局から御説明をいただき、論点ごとに質疑応答と意見交換の時間を設けるという形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方について、事務局から御説明をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局より御説明いたします。資料WG20-1-1を御覧ください。前回に引き続き具体的な方策について御議論いただくということで、表紙めくって1ページ目に第18回ワーキンググループで皆様に御承諾いただいた今後の進め方を再掲しており

ますけれども、こちらでいうと③、大分類1のc、「偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方」でございます。

2ページ目を御覧ください。こちら、どういった課題に対する方策を御議論いただくということを想定しているかといいますと、いわゆる情報伝送プラットフォーム、SNSや動画共有サイトなど第三者が作成・投稿したコンテンツを不特定の者に伝送するプラットフォームサービスを通じて偽・誤情報が流通・拡散していると。それによって個人の意思決定の自律性であったり、権利侵害、社会的混乱、その他のフィジカル空間への影響が発生・増幅し得るところ、こうした影響の軽減等に向けた方策を議論いただく必要性が指摘されているところかと存じます。

そうすると、まず、御議論の大前提として、ここで方策を検討いただく対象となるに偽・誤情報とは一体何なのかということをご検討いただく必要があるかと存じます。こちらが論点1ということになります。

これは2段階で御議論いただくことがよいのかと思っております、まず広い意味での偽情報・誤情報の範囲を考えていただく。諸外国では、まず大前提として誤りが含まれる情報なんですけれども、そのうち発信者が事実でない事項を事実であると誤認・誤解させる意図を持って発信した情報がdisinformation、つまりは偽情報、そうした意図を持たずに発信された情報がmisinformation、つまりは誤情報と定義していることが多い認識でございますが、これに倣うのかどうかというところ。

そして、その上で、こちらがより重要と思えますけれども、そういった広い意味での偽情報・誤情報の中には、当然あえて何らか制度面を含む対応を考える必要がないもの、表現の自由を尊重して自由に流通させておくべきものというものもあろうかと思っております、逆にそうではなく、社会的な影響の軽減に向けて何らか対応を検討する必要があるということであれば、その範囲をきちんと検討いただく必要があるのではないかということでございます。言わば狭義の、狭い意味での偽・誤情報の範囲を検討いただくというのが2ポツ目でございます。

こちら考える上では、一番上の矢羽根の最後に参考資料WG20-1-2参照と書いておりますけれども、配付しております参考資料WG20-1-1、20-1-2、これらも御参照いただく必要があるかと思っております。こちらは何かといいますと、一昨日、親会である検討会の第19回に皆様お集まりいただいたところですが、そちらでお配りしたプラットフォーム事業者ヒアリングの結果と総括の暫定版というものでございます。

御記憶と存じますけれども、2月から3月にかけて親会と合同で開催しましたプラットフォーム事業者の皆様からのヒアリングにおきまして、各社、完全に全てではないですけれども、ほぼ全ての事業者の皆様は、少なくとも利用規約やポリシーガイドラインといったところでそれぞれ何らかの偽・誤情報というものの範囲を区切った上で、その範囲で対応しますということを公表いただいているということでした。

具体的には、ヒアリングの結果のほう、20-1-2のほうですけれども、1ページ目から8ページ目に列挙させていただいております。例えばLINEヤフー様であれば、「明らかに事実と異なり社会的に混乱を招くおそれのある投稿（明らかな偽情報）」。

それから、Meta様であれば、「人々に対する差し迫った暴力または実際の危害のリスクに直接つながる可能性が高いと、専門家のパートナーが判断した偽情報および検証できない噂」を削除するということがございました。

それから、TikTok様であれば、「意図にかかわらず、個人や社会に重大な危害を及ぼし得る不正確な、誤解を招く、または虚偽のコンテンツ」。この「重大な危害」というものには「身体的、心理的または社会的危害、および物的損害が含まれる」ということですが、こういったものは禁止しているということでした。

また、マイクロソフト様の関連会社が運営するLinkedInであれば、「事実として提示された特定の主張が、明らかに虚偽であるか実質的に誤解を招くものであり、害を及ぼす恐れがある場合は、これを削除」するということがございました。

このように各社それぞれいろいろと創意工夫、試行錯誤の上で、こういった意味での偽・誤情報であれば対応できるし、すべきであるとお決めになって公表いただいていると認識しております。やはりこれを議論の出発点にする必要があろうかと存じます。

ほかに参考になるものとしましては、資料WG20-1-1、本体の資料のほうに戻っていただきまして、こちらの11ページ目以降、諸外国を中心とした偽・誤情報等の概念の定義の例をまとめさせていただきました。こちら、EU、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、それぞれで一定、偽情報・誤情報を定義する試みがされているところですので、これらも参考になろうかと存じます。

こういったもの全体を見回しますと、2ページ下半分に挙げさせていただいたような、大きく2つないし3つくらいの要素に着目して定義しているものが多いのかなという印象を受けております。

1つ目は、違法性・社会的影響の重大性ということで、その情報が違法なのか、そうでな

いのか。あるいは違法という中でも、その流通によって他人の権利、名誉であるとか、肖像権であるとか、そういったものを侵害するような情報なのか、それとも必ずしも他人の権利を侵害するものではないけれども、何らかの刑罰法規、行政法規に抵触するような情報なのか。あるいは、違法ではないけれども、何らかの客観的な損害を個人や社会にもたらす有害なものなのか。この辺り、偽・誤情報に限らず、違法な情報、権利侵害情報、有害な情報という区別自体は我が国でも以前から議論されているところでして、これも後ろのほうなんですけど、20ページに参考として載せておりますけれども、こういった区別、それと偽・誤情報の関係をどう考えるかという論点であろうかと存じます。

イメージ図、ベン図にしますと21ページのようなものになろうと考えておまして、偽・誤情報と一口に言っても、他人の権利を侵害する偽・誤情報、それに当たらないけれども違法な偽・誤情報、あるいは違法ではないけれども客観的に有害な偽・誤情報、そして有害ではない偽・誤情報といった区別が可能かと思いますが、このうちの範囲に対応していくということなのかをお考えいただく必要があろうかと存じます。

特に有害といいましても、そこでいう有害性・社会的影響の重大性や明白性は様々であろうと思いますので、そういった観点も加味するのかどうか。

また、特にパロディーとか風刺といったものは重大な影響を及ぼすおそれの小さいものがあるということで、諸外国でも例外として設けられていたりしますけれども、これをどう考えるのか。こういった辺りが論点になろうかと存じます。

それから、②、検証可能性・容易性というものにも着目されているところかと存じます。特にプラットフォーム事業者各社においては、「明らかな」偽情報に対応するとポリシーに定めているところも多くございまして、こういった誤りについての検証可能性、あるいは可能だけではなくて、それが容易かどうか、要するに誤っていることが明らかかどうかというところにも着目すべきなのかどうか。

そして最後、「その他」とくくらせていただきましたけれども、例えば「誤解を招く情報」というものを定義に含めている例は結構あるんですが、こういった必ずしも誤りは含まれないけれども、ミスリーディングな情報といったもの、やや外延が不明確にもなり得るところですけれども、これをどう考えるのかどうか。

あるいは、なりすましアカウントによる投稿など、内容には誤りがないかもしれないけれども、発信者の名義に誤りがある情報、真正性に問題がある情報をどう考えるのか。こういった辺りも論点になろうかと存じます。

こうして議論の前提を固めていただいた上で、続いて論点2ですけれども、そういった偽・誤情報に対して、情報伝送プラットフォームがその流通・拡散を抑止するために講じる措置、いわゆるコンテンツモデレーションと呼ばれる措置の中にはいろいろありますけれども、どのようなものが有効と考えられるか。これも論点になろうと思います。

こちらにも既にプラットフォーム事業者各社が創意工夫の上でいろいろな措置を考えておられるというところで、先ほどの参考資料20-1-2の8ページを御覧いただければと思いますけれども、当然、投稿の削除やアカウント停止というものはあろうかと思いますが、しかしながら、これはある種、対象となる情報の可視性をゼロにするという意味で、表現の自由への制約という意味では大きな影響をもたらす措置であろうと思われまるところ、やはり全ての偽・誤情報に対してこういった措置を講じるというのはどうなのかと考えておられる事業者の方もいらっしゃるということでございました。

例えばMeta様であれば、表示の降格であるとか、投稿時の注意喚起、警告ラベルの表示、こういったより可視性への影響の小さい措置も組み合わせて実施しているということでしたし、TikTok様も、陰謀論などにはお薦めフィードの対象外とするということでも対応しているということでございました。また、LinkedIn様も、害を及ぼすおそれがあるかどうかというところに着目をして、害を及ぼさないものについては、削除はしないけれども、投稿者のネットワーク外での配信を認めないものとしていると、こういうことでございました。

このようにコンテンツモデレーションといってもいろいろありますわけで、各社のポリシーなどを見てまいりますと、これだけではないと思いますけれども、典型的なものとしてはこういったものがあるというのが3ページ目の表になります。

こちら、一番下の枠外に入れておりますけれども、偽・誤情報に直接対応するのではなくて、信頼できる情報のほうの受信可能性を向上し、間接的に偽・誤情報の拡散を抑止する、いわゆるプロミネンスのような措置も広い意味でコンテンツモデレーションに含めて議論いただければいかかかと考えております。

そして4ページ目、こうしたコンテンツモデレーションは情報伝送プラットフォームが自主的に実施しているところですが、これを促進する、あるいは過剰な措置を避けるという意味も含めて、過不足ない実施を確保するための方策というものは、これまでの御議論の中でもいろいろ挙げられてきたところかと存じます。

これをメニューとして総論的にお示ししたのが論点3ということになります。例えば(1)

で透明性の確保というものが1つ。

また(2)にありますように、対応の迅速化と書いてはいますが、必ずしも一定期間内に対応せよというものに限らず、例えば、まずは申請窓口を明確にしましょうであるとか、体制を整備しましょうであるとか、逆に、一定の条件の下で行ったコンテンツモデレーションについては免責しましょうであるとか、こういった方策も挙げられようかと存じます。

さらに5ページ目ではもう少し踏み込んで、ある種のコンテンツモデレーションそのものの確実な実施をお願いするということがどうなのか。制度的にやるのか、制度は設けずをお願いベースでやるのかということを含め、また、ほかの方策と組み合わせることも含めまして、こういったメニューの中で、ある程度粒度高く御議論いただいております。

例えば、特に(4)のような可視性に影響する削除であるとか、アカウント停止という措置を直接お願いする、制度的に義務づけるということになると、表現の自由の観点からは慎重であるべきという考え方があり得るところでございますけれども、では、可視性に影響しない措置であればどうなのか。あるいは直接の義務づけはせずに、(1)、(2)といった方策にとどめるのであればどうか。さらに、先ほど申し上げたように、偽・誤情報といっても権利侵害情報、違法情報、その他いろいろある中で、こういう偽・誤情報であればこの方策が適当だが、こっちはまた別の方策が妥当であろうというような、そういったレベルでの御議論をいただいております。

例えばというところでいいますと、6ページ目の論点4、これ実は冒頭お示した今後のスケジュールの中でいいますと、もともと後のほう、大分類2のcとして1ページ目の⑦の論点としてまた取り上げる予定ですので、今日は頭出しということになるかもしれませんが、いわゆる「インプレッション稼ぎ」のようなものに対しては、収益化停止というコンテンツモデレーションで対応するということがあり得るわけですが、これについて何らかの制度的に担保するということがあり得るのかどうかといったあたりも関連して問題になってこようかと存じます。

その上で、論点5、7ページ目ですけれども、こういった情報伝送プラットフォームが行うコンテンツモデレーションには、当然、各社が自分で問題のあるコンテンツを見つけて、検知して実施するということがあろうと思っておりますけれども、他方で、外部から申出・要請を受けて実施するということがあると。このときに、では、誰から申出・要請を受けたものについて実施することが適当なのか、誰が申出・申請主体かによって取るべき方策が変わるのではないのかというのがこの論点でございます。

例えば権利侵害情報である偽・誤情報ということであれば、当然権利を侵害された被害者からの申出・申請というものが有り得る。また、何らかの法規に触れる違法情報である偽・誤情報ということだと、所管行政官庁が申出・要請を行うということも有り得る。ただ、行政機関からの申出・要請というのは、任意のお願いにしても、制度的なものであったとしても、恣意的に行われることを防止しなければならない。その部分の透明性・アカウントビリティを確保しなければならないということはこの検討会・ワーキンググループでも前々から御意見いただいているところかと存じます。

では、行政側の透明性・アカウントビリティを確保する方策としては何があり得るのかとといったところ、この真ん中のポツのところもここでは議論いただく必要があろうかと思えます。

それから、違法ではない偽・誤情報というものもあり得るところ、そちらは誰が申出・申請主体となり得るのか。広告主、ファクトチェック機関、あるいは前回御議論いただいたようなマルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み、参考資料WG20-2-6として今回改めて配付させていただきましたけれども、この辺り、絡んでくるかもしれません。ここもいろいろなオプションが考えられる中で、マルチステークホルダーの連携・協力枠組みとしてどういったものを想定するのかということを含めて論点になり得るのではないかと存じます。

そして、論点6、こちらはいわゆる透明性・アカウントビリティ確保方策の在り方です。こちらにも既に様々御意見いただいておりますところ、特にここで言うコンテンツモデレーションとして、先ほど申し上げたようないろいろある中でどの範囲のものを想定するのか。また、基準や手続、あるいは運用状況と、ここでは一言で表しておりますけれども、具体的にどこまで、どういった項目についての透明性を求めるのかといったレベルで御議論いただいております。

これら論点5と論点6につきましては、参考になり得る既存の国内外の制度として22ページ以降に資料をつけさせていただいております。

まず、既に生貝構成員や野村総合研究所様にも御紹介いただきましたEUのデジタルサービス法。ここでは違法コンテンツについて、削除を直接義務づける規定はないんですけれども、司法機関や行政機関からの対応命令があったというときには、その結果を報告しなさいという義務がかかっていたりするところです。

あるいは25ページ目以降にあるような、いわゆる透明性、トランスパレンシーを確保

するための方策というものもあります。

それから、国内の例でいいますと、29ページ目以降、例えば警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターが、違法情報、自殺誘引等情報、重要犯罪密接関連情報といったものについて、ガイドラインに基づきましてウェブサイトの管理者等に送信防止措置を依頼しているところでございます。

また、32ページ目、薬機法ですと、厚生労働大臣または都道府県知事が虚偽・誇大広告について、情報伝送プラットフォームに送信防止措置を要請できるものとされています。そして要請を受けて、実際に送信防止措置を講じたプラットフォームは免責されるということでございます。

それから、33ページ目では法務省人権擁護機関による人権侵害情報の削除要請というものの、こちらは処理規程、訓令に基づき実施されているものですが、こちらも紹介させていただきました。

最後、駆け足になりますけれども、9ページ目の論点7は、いわゆるコンテンツモデレーション以外に、例えば本人確認の厳格化、アカウントの有料化など、偽・誤情報の発信を抑制するためのその他の方策が何らかあり得るのかどうか。

また、10ページ目の論点8は、以上で検討した方策につきまして、どの範囲の情報伝送プラットフォームを対象にするのか、こういった論点を一案として挙げさせていただいたところでございます。

事務局からは以上となります。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対する御質問、あるいはコメントがありましたらチャットにてお知らせをいただければと思います。特に偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の促進方策につきましては、前回御議論いただきましたマルチステークホルダーによる連携・協力と組み合わせた方策も考えられるところかと思えます。場合によってはそちらも併せて御議論いただく必要があるかなと思えます。

それでは、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

ちょっと時間稼ぎということで、すいません、私のほうから確認的な御質問をちょっとさせていただきます。1点はDSAの話です。これは裁判所も含めて政府機関からの要請があった場合の対応ということなのですが、ここもう一度改めて、非常に重要なところだと思いますので、御説明いただきたい。もう1点、日本でも薬機法上、政府機関から要

請をするということは既にあると先ほど伺いましたけれども、この場合、対応ですよ、要するに、そういう要請があった場合の透明性確保ですとかが現行法上どのように規定されているのかということについて教えていただければと思います。すみません。よろしくお願いいたします。

【上原補佐】 事務局でございます。1点目、EUのDSAにおける規定ですけれども、こちらお示ししておりますとおり、野村総合研究所様から御発表いただいた内容にはなりますけれども、違法コンテンツについては、それらの削除を直接義務づける規定というものはないんですけれども、司法機関・行政機関からの措置命令、こういう対応してくださいという命令があった場合には、その対応結果の報告義務があるということになっております。

もう一ついただきました薬機法に基づく厚生労働大臣・都道府県知事による送信防止措置要請というところ、透明性確保の在り方というものを御質問いただいたと思いますけれども、申し訳ございません、透明性確保がこういった形でできているのかということはまだ調べ切れていないところでして、少しまた調べて御報告させていただければと思います。ここに書いてある条文の限りでは、そこについて、何らかの条文の中で規定されているものではないと思いますけれども、それ以外のところであるかどうかということも含めて少し報告させていただければと存じます。

【山本(龍) 主査】 ありがとうございます。現状、要するに現行法でも広告に関しては、薬機法上、政府機関、これは都道府県知事も含めてですけれども、送信防止の措置の実施を要請できるという規定が既に存在しているわけですけれども、その後どのように動くのか、あるいは透明性についてどのような確保がされているのかということについては、今のところもう少し調査が必要だということですが、事実関係は確認できました。ありがとうございます。

それでは、水谷さん、よろしくお願いいたします。

【水谷構成員】 よろしく申し上げます。私の1点目は、偽情報・誤情報の定義の部分なんですけども、この点について、プラットフォーム事業者の皆さんが独自のポリシーを既に設定していただいているのを今日御紹介いただきましたけども、ヒアリングの結果などを見ますと、どちらかというと意図性よりは、例えばMe t aさん等も、暴力につながる、あるいは危害につながるといった点が重視され、やはり社会的影響の重大性が考慮されていますし、加えて明らかに誤りであるという意味で明白性の部分が重視されているように見受けられます。すでに事業者の皆さんがそうして定義設定をされている点を鑑みれば、

我々として議論する範囲を考える上でもこの2点は重要なのかなと思って見ておりました。

その上で、偽・誤情報の範囲には、形式上該当するけども、そこから特定の情報については様々な理由で例外としてくり出す必要があると思います。ここではパロディーとか風刺が挙げられておりますけども、もう1点、報道の自由の観点から重要なのが、報道機関による誤報です。報道機関については、報道の自由に基づく職責として記事内容の事前チェックや訂正などを自律的に行っていくことが求められ、その自律性を尊重する必要があると思います。残念ながら報道機関といえども、スクリーニングをしても誤報というのは起き得ることですので、そこはやはり例外として予めくり出しておいたほうがいいのではないかと思います。

取りあえず私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。定義の問題、あるいは範囲の問題については、非常に重要な論点ですので、また後で出てくるかもしれませんが、続けたいと思います。

落合さん、よろしく願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。この会議はたしか人数が少ないほうだと思っていますので、いろいろコメントさせていただきたいと思います。

1つが、まず、偽・誤情報の定義、範囲の点です。違法性・社会的影響の重大性というところ、違法性ですとか、ポツの中では権利侵害性も入っているところはあるかとは思いますが。違法性のほうだけを指してしまいますと、例えば、いわゆる特定の人に対する攻撃ではないタイプの流言飛語などが入らなくなります。そちらのほうは、多分、社会的影響の重大性・明白性で捉えていただいているようには思います。違法、権利侵害にだけ着目し過ぎてしまいますと、本来的に問題がある、震災の場合や、コロナの関係などで、出ているような話との関係では十分に対応ができないことがあり得るかと思います。ここは、違法・権利侵害のほうだけに寄り過ぎないこともこのテーマに関しては重要だろうと思っております。

社会的影響の重大性のほうに詐欺被害が入っておりますが、詐欺については、恐らく働きかけをしている時点で、詐欺未遂の実行行為があるとも想定されると存じます。そうであるとする、詐欺被害はどちらかという違法性がある場合の例なのかなとは思いました。そこについては、若干細かいところではありますが、コメントさせていただきます。

2点目としまして、論点2についてです。こちら、モデレーションとそれに対する救済手段について整理をしていただいております、手段を整理するという自体、まず大事なことだと思います。その上で、表示順位の低下もありまして、表示順位の低下をどう捉える

のかです。コンテンツモデレーションが本当に表現の自由などに対して影響を与えるという観点では、削除やアカウント停止は分かりやすい部分があります。一方で、表示順位の低下が、最初はプラットフォームにおいても何らかのアルゴリズムを決めていて、その停止を求めるといふこと、最初にプラットフォームが決めていることに対して介入をするということが、5番ですとか6番とかに比べるとやや直接的ではないようにも思われます。しかし、実際に目に見えるかどうかという意味では影響は大きいので、ここはそういった表現の自由との関係でどうなるのかは、ぜひ憲法を専門とする先生方の御見解もいただきたいと思いました。

一方で、警告表示が一番ライトですので、これは比較的、頻繁に起こったとしても、あり得るところだと思います。収益化停止に関しては、これはアテンションエコノミーの関係では重要な手段になると思いますが、一方で、これは偽・誤情報の関係で議論している対象が悪意ある攻撃者ということもあり得るとは思います。そうすると収益化の停止だけで、そういう方が特定の行動をやめるかという、そうではない場合もあると思います。このため、手段の中では比較的アテンションエコノミー対策としてはバランスが取れている一方で、収益化の停止だけでは対応できない場合があるのではないかと思います。その点については、論点4にも重なってくるかと思いますが、経済的インセンティブを活用するという点については意味があると思いますが、限界があると思っております。

一旦、私からは以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、続けさせていただいて、山本健人さん、お願いいたします。

【山本（健）構成員】 私からは、大きく2点コメントさせていただければと思います。

1点目が、既にいろいろ出てきましたが、偽・誤情報の定義・範囲のところですが、私も最初の水谷先生と同じような感覚を持っているのですが、まず2段階で絞るということを考えると、第1段階で偽情報と誤情報を区別する意義がどれくらいあるのかというのが怪しいなという印象をもっておまして、端的に意図があるかどうかにかかわらず誤った情報が含まれるものというのを1段階目で定義して、その上で、そこから何に対応するのかを絞るというのが整理としてはきれいなのかなというような印象を持っています。

もちろん講学上の偽・誤情報などの定義をする上では、概念整理は重要ですが、ここでの対応と考えると、広い定義から絞るというのでとりあえずはいいのかと思います。その絞り方としては、事業者のヒアリングなどを通して見た印象からすると、恐らく意図みたいな主

観的な部分はコンテンツモデレーションの文脈では考慮し難いと思いますので、違法性、社会的影響の重大性や検証可能性といった、ある程度客観的に考慮できる部分に特にフォーカスして絞っていくというのにはあり得る方策だと思います。

また、恐らく検証可能性については、判定できるかどうかという部分と、恐らく厳密な判定は厳しいが、対応しなければいけない真偽不明系の情報があります。特に陰謀論の多くは真偽不明という性質を持つかなと思いますので、こうしたものも含めて範囲の中に入れてくるのかなと思っています。

こうした定義・範囲の絞りとの対応はリンクしていて、明確な偽・誤情報であるなら、これは削除というのもあり得ると思いますが、真偽不明みたいなものを削除の対象にするというのはそれなりに表現の自由との関係で問題をはらむように思いますので、この辺りはラベルですとか、表示下降とか、そういった対策になってくるという印象を持っております。

それから、その他の誤解を招くミスリーディングな情報の捉え方ですが、これは社会的影響の重大さとの関連である程度どこまで対応するかというのが決まってくるかもしれないという印象を持っています。例えば現在でも、公職選挙法だと、虚偽事項公表罪で事実をゆがめるという文言が入っています。これは、ある種ミスリーディング的なものも解釈上対応できるような立てつけになっている印象を持っています。そうすると、選挙というような重大な場面については、ミスリーディングなものも対応可能というような解釈ができると考えられ、ある程度重大な影響をもたらす場面についてはミスリーディング的な情報への対策というのも考えていける、という示唆になると思います。

ここまでが大きな1点目です。

2点目は主に透明性やアカウントビリティ、大きくは論点6に関わる場所です。コンテンツモデレーションをどういう基準で実施しているか、あるいは事後的な実施状況の透明性はもちろん重要ですが、現状でより重要なのは、どういう対策をしてどういう効果が出たかという部分に関する透明性だと思います。ただ、この部分については何を公表してもらえばいいのかということさえなかなかわからないという状況かなと思います。現段階ではその内容を確定させて、これこれについて情報を出してくださいというのは難しいような印象があり、ある程度事業者側に、効果検証の部分で有益そうな情報を出してもらって、という政府側で決め打ちしていない形での透明性を求めるというような立てつけにする部分も必要になってくるかなと考えております。

少し長くなりましたが、私のほうからは以上2点です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、続けて、また後で恐らく戻ってくると思いますけれども、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明もありがとうございます。しっかりおまとめいただいたと思います。

私、2点申し上げたいと思っていまして、まずは2点、定義と対象事業者ですね。定義なんですけれども、ベン図とかお書きいただいて本当に周到的な検討をさせていただいていると思いますけれども、私はやはり中心となるべき考え方は有害性ということではないかと思うんです。パロディーの話なんかもありましたけれども、偽である、誤っているということだけで表現の自由の外側に置けるのかということ、それはなかなか難しいものがあって、皆さん、偽・誤情報対策とおっしゃるときに、それはやっぱり有害なもの、危険なものをイメージされていると思うんですね。ワクチンもそうですし、災害時でもそうですし、詐欺広告なんかもそうだと思うんですけども、まず有害性ということの基本にして考えて、ただ、有害性というのは、それだけだと広がってしまうおそれがある、ここに社会的な影響というお話もちょっとありますけれども、社会的とか選挙においてみたいなことを取り込んでしまうと、本当にある意味有害性というのは際限のないものになってしまいますので、やはりまずは生命・身体・財産に対する明白な危険というようなところで一旦縛りをかけていただいて、その限度でしっかりと踏み込んだ対応をしていくということで、表現の自由との関係を、原理的にも、あと、プラクティカルな意味でといたしますか、どういうふうに判断していか分からないと現場でならないようにするためにも、個人の生命・身体・財産が悪影響を受けることが明白であるというところから介入できるようにするのがいいのではないかと思います。

もちろん例外的にそういうことがなくてもこれはいけるだろうと。例えば、収益目的のものに対して非収益化するとか、個別の細かい対応策はあり得るとしても、やはり中心となるべきは、生命・身体・財産に対する悪影響ということではないか。

さらに言いますと、我々は既に情プラ法を持っていますので、権利侵害情報についてはほぼほぼそちらでカバーされているのではないかと思いますので、それ以外ということではないのかなと思います。これが対象情報についてのお話です。

もう一つは、対象事業者なんですけれども、これはどちらかというと報道を除外するとか、そういう考え方ではなくて、やはり曾我部先生からもかつて御指摘がありました、思想の自

由市場の失敗というようなところから対応の必要性が高まっているわけですから、失敗しているところで介入するという事かなと思っていました、これはお書きいただきましたように、どこで失敗しているかという、別に報道で失敗しているわけではなくて、報道の場合、オープンなところで報道されて、みんな同じものを見て、これは間違いだと、誤報だとか、これは偏った考え方だとか、そういうことは言えるわけですが、そうなっていない情報伝送プラットフォームについてやはり介入すべき、思想の自由市場が失敗しているところについては介入すべきであって、さらに言えば影響力の大きい大規模な情報伝送プラットフォームという限定をつけていくのがいいのではないかと思います。

定義と対象事業者についてはそのように思いました。以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、生貝さん、よろしく願います。

【生貝構成員】 ありがとうございます。簡単に4点ほどなんですけれども、まず1つは、2ページ目の、今までも御議論ありました、対象とする偽・誤情報の範囲といったようなところ、先ほど森先生がおっしゃっていたとおり、生命・身体に影響を与える情報というのが特にプライオリティー高いというのはおっしゃるとおりだなと。

また、他方で、それ以外のことについて論点として果たしてどのようにスコープに入れていくかといったときに、やはりある程度グラデーションをつけて対象となる情報の種類を考えていくプロセスというのはある程度必要になってくるんだろうなと思うところです。それは情報の種類にもよりますでしょうし、あとは、選挙ですとか、災害時ですとか、緊急度合いといったシチュエーションにもよったりするところでありましょうし、他方、それ以外の情報については、もしかすると一段、緩やかな措置というものを念頭に考えていく価値もあるかもしれない。

そうした整理というのを少し行っていく必要があるのかなと思いましたが、まず、ここについての1つと、そしてもう一つ、先ほど水谷先生からパロディー・風刺のほかに特にメディア等の情報といったようなところ、御指摘ございましたけれど、このことについては、偽・誤情報からの範囲という形で除外するというのも1つではありましょうし、あとは、また、少し以前も触れたような、例えば欧州ですとデジタルサービス法とセットでメディア自由法の18条で、特に信頼できる情報源からの、特にメディアからの情報というものをコンテンツモデレーションからの保護の対象にするといったような2段階の法制度をとっていたりする。そうした具体的なセーフガードの措置というところとセットでこの論点考え

ていく価値があるんだろうなと思いましたのが大きな1つ目の塊です。

それから2点目としまして、13ページのところなんですけれども、今、偽・誤情報という枠でひとつは議論、この次のページですね、していただいているところであるところ、やはり状況によっては、いわゆる3つ目のinformation influence operationというものをどう考えていくかということも、特に選挙などの文脈を考えるとなかなか避けて通れない部分はあるのかなと考えていて、ここに書かれているとおり、必ずしも偽とも誤とも限らないようなものをどうスコープの中に入れていくかというのは念頭に置いておく必要があるんだろうというのが2点目です。

それから3点目といたしまして、25スライドを少し開けて見ていただいてよいですか。利用規約に関する中で特に個人的に関心持っているのが第4項のところ、コンテンツモデレーションの実施に際して基本権への配慮をしなければならないという規律がある。これは日本法ではあまり見ない書きぶりではあるのだけれども、しかし、実際にそれを実施していただくに当たって大変重要なことであり、果たしてどのように規範として落とし込んでいくのかというのを考える上では第4項のところが必要になるのかなと考えたのが3点目。

それから最後は、4点目なんですけれども、これはちょっと山本健人先生がおっしゃったこととも関わると思うんですけれども、いわゆるどういう対応をしたのかといったようなことに対するある種の評価の透明性といったようなことについては、これはやはり個別の対応の透明性ということよりは、まさしく場合によっては、どんなリスクを念頭に置いて、そしてアーキテクチャーの設計なんかを含めて、どんなリスク低減のための措置を取っているのかということに対する透明性といったようなレイヤーもやはり考えていく必要があるんだろうなと思います。

これはデジタルサービス法のシステムリスク条項のところ、我々、どちらかという行為義務的な形で比較的注目するところなんですけれども、ああいった取組というのはある種の透明性の確保といったようなところも深く関わるところ、そういう観点からも条文を見ていく価値はあるのかなと思いました。

以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、石井さん、ここで一応一巡しているかなと思います。石井さん、よろしくお願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。それぞれ非常に重たい論点で、どうコメントを

させていただいたら良いのか、悩みながら発言させていただこうと思います。まず1点目、外国のルールを見るときの見方についてなのですが、DSAの御紹介のところでもお書きいただいているように、削除を義務づけるというような、直接手を入れるようなアプローチはDSAにおいても取られていないことを前提に、偽情報・誤情報についてはおおむねこういうものだという定義がなされているという認識でして、手法との関係で定義づけを見ていくという観点も大事かと思いました。

2点目は定義の続きのところ、山本健人先生、落合先生、森先生から近いご指摘があったかと思いますが、偽情報・誤情報を分ける実益はそこまでないのかなというように私も思っておりまして、社会的な影響や重大性、そうしたのに軸足を置くほうが望ましいだろうと。

理由としては、外形的に意図があるかどうかを評価するというのは、偽・誤情報が大量に流通している中で、プラットフォームが個別に評価するのは事実上難しいという面があるかと思いますし、コンテンツモデレーションの効果から見たときに、これが偽情報なのか、これが誤情報なのかはそこまで効いてくるわけではないだろうということもあります。偽なのか、誤なのかということではなくて、どういう影響があるのかという観点から議論していくことが望ましいかと思います。

また、偽情報・誤情報っておおむねこういうものですよということを定義づけること自体は意義があると思っております。

それから3点目の手法と言えいいんでしょうか、インプレッション稼ぎのところですけど、これだけは個別の問題事例が挙げられているような気がしております。確かに対応策として、収益化の停止の措置を求めるというのは効果としては見えやすいものだと思いますが論点の立て方として、個別のものがポンと入っている印象があります。

それから、4点目ですが、インプレッション稼ぎも含め、様々な手法がどんどん出てくるだろうと思います。偽・誤情報の色々なパターン、類型を分析することも重要ではあるのですが、手法との関係で、このパターンにはこの手法が妥当というような形できれいには整理できないでしょうし、どんどん動きが出てくると思います。あまりマッピングのようなものを意識するのではなく、できるだけ硬直的にならないようなルール形成を考えていく必要があるのではないかと思います。色々な手法が出てきて、色々なパターンが出てくるでしょうから、それをカバーできるようなルール形成が観点として重要と考えます。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。本当に重要な御指摘をいただいたと思いま

す。一巡をしているので、少し私のほうで論点を整理するというんですかね、少し深掘りすべき点を御提案したいと思うんですけれども、1点は、定義のところ、対応すべき偽・誤情報とは何かというところ、論点1のところですね。これについてはいろいろな御意見をいただいたかと思います。皆さんに共通しているのは、偽・誤情報というふうに漠然と何か定義をして迅速な対応を求めていくということは、やはり表現の自由との関係で問題があるのではないかと。有害性とか社会的な影響の重要性に鑑みて対応すべきものを絞り込んでいくということが重要なのではないかというお話はいただいたのではないかなと思います。

結局どれぐらいプラットフォームの裁量を認めるのかどうかということがポイントになっていて、裁量が狭いものと、つまり対応すべきもの、それと裁量が広い、対応に幅があると申しますか、プラットフォーム側には一定の裁量があるもの、大きく分けるとそういうふうに分けられるかなと思います。当然この裁量にもグラデーションがあると思いますが、これまで情プラ法の話も森さんから出ましたけれども、権利侵害情報については非常に影響が重大であると、あるいは深刻であるというところから、プラットフォーム側の裁量はかなり狭くなってきているということになるのかなと思います。それに近いものをどういうふうに考えるのか。つまり、裁量がある程度狭くなるものをどういうふうに考えていくのかということがひとつポイントになったのではないかと。

そこで出てきているのが、森さんからは生命・身体・財産に対する明白な危険というようなおっしゃり方をされたかと思うんですけれども、そういうものについてはやはり対応というものが必要になってくる、特に必要になってくるものだというふうな理解をいたしました。

山本健人さんや水谷さんに御意見を伺いたいのは、これだけでいいのかという点です。安全保障の問題であるとか、選挙、民主主義に影響を与えるものを取り込むべきなのかというところが御意見の分かれるところかなと思いましたので、少しそこら辺、森さんも含めて御意見をいただければと思いました。

いずれにせよ、我々ここで考えなければいけないのは、比例性だと思いました。プロポーシヨナリティーと。スズメを打つのに大砲を使うなというようなドイツ法の格言がありますけれども、さして重大な影響を与えないものについて例えば大砲を使わない、例えば削除ということにいきなりならないという、重大性に応じた措置をグラデーションで考えていくと。この比例性が特に重要であるというところは皆さん共通しているかなと思いましたけれども、今お話をしたとおり、そこで重大なものとしてどういうものを切り分けていくのか

というところについて、後でまた御意見があればと思いました。

それから、最後石井さんからも御指摘あったとおり、デジタルサービスアクトについては、違法コンテンツについて、直接削除を義務づける規定はないという話だったかと思います。ひとつこも押さえておかなければいけないポイントかなと思いました。司法であるとか行政からの要請があるというところかと思うんですけれども、権利侵害情報と違法情報との違いは、権利侵害情報については、実際の被害者がいるので、濫用の危険が小さいというところかなと感じました。

他方で、違法の場合に、例えば行政が要請をする場合に、裁判所によってまだ違法だというふうな判断がなされる前の段階ですので、行政が違法性というものを恣意的にということですかね、解釈してしまっ、それを要請するという。つまり、権利侵害情報と違って、直接何かの実被害を行政機関が受けているわけではないので、違法性をかなり広く読み込んでしまっ、プラットフォーム側に削除等を要請するという。これが濫用されることの問題というのが、権利侵害情報の場合と違ってあるのではないかと。ここをどういうふうにガバナンスしていくのが重要だと思います。行政機関等による申出については、検閲的な運用がされるリスクもあるかと思うので、これをどうガバナンスしていくのか。透明性が重要だとして、どこまでの透明化が求められるのかということが非常に重要な論点になるかなと感じました。この2点ですけれども、少しまた後で御意見があれば伺いたいなと思いました。

ということで、私のほうから問題意識を皆さんと共有させていただきましたが、ここに限らず、2巡目ということで落合さんからお願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず、今の定義の点からですが、私も最初、発言したときに、イメージとして、一番外の大枠をイメージしていましたが、実際に、何らかの制度か、ガイダンスかもしれませんが、整備していくときに、こういう類型のものに対してはこういうものを求めるという書き方をしていくのだと思います。であるとすると、定義するのが単純に、設定の表題を見て一番外枠のところだけを見てしてしまったのですが、〇〇偽情報とか、××、特定何とか情報とか、そういう概念が必要になることがあると思います。多分類型分けがあるということ自体は書いていったほうが、その後の手段とかを記述する場合でも、例えば仮にA、B、Cで分けたとして、Aに対してこれを求めるとか、Bに対してこれを求めるということを整理していったほうがいいこともあると思います。A、B、C全部それぞれ概念としては別ですよ、現実を求めるものは別ですよと言いつつも、例

えば後ろのほうの論点のほうで、全般的にこういうものに対してどう考えるのかと言っていくと、場合によっては雑になり過ぎてしまうというか、全部共通で議論してもいいこともあれば、特に表現の自由との関係でセンシティブになるような選択があるような場面ではやや雑な議論になってしまう可能性があります。そこは今の時点から少し定義を分けるということ、類型を分けるということ、一番外枠だけではなくて、明示的に行っていたほうがいいのではないかと改めて思いました。

その上で、特に違法・権利侵害情報、この中に、権利侵害の中に生命・身体というの含まれやすいのだと思いますが、これが一番厳しい類型であるということは特に異論がないところかと思えます。

昨今での実際の被害、投資被害の案件のところを見てまいりますと、また詐欺行為にかかってくる場合も多いという現状を見ますと、やはり名義誤りの点、その他で示していただいていた点、この点については特に重視をして考えていくことは重要ではないかと思えます。

一方で、ミスリーディングな情報、その他で書かれている中で、これについてはどうも評価がかなり分かれるような部分があるかと思えます。ミスリーディングなものについては、必ずしも広く含め過ぎないようにというか、いろいろな措置を求めるすぎないことが合理的であるかと思っております。

続いて、コンテンツモデレーションの実施というか、透明性の確保にも関わってくる部分だと思えますが、理由の通知の点をどの程度求めるかです。コンテンツモデレーションに関する理由の通知・公表をどの程度求めるのかは極めてセンシティブな論点ではないかと思えます。

一般的にプラットフォームが表明されているものなどを見ていたり、各種の論文を見ていきますと、理由を通知するという一方で、逆にそれを悪用されるおそれもあることも指摘されております。ただ、御本人、発信者の本人側からすると、理由が分からないとよかったのか、悪かったのか、不服を申し立てればいいのか、何なのかもよく分からなかったりします。場合によっては全く連絡も来ないということもあると思えます。全く連絡も来ないというのは多分論外だとは思いますが、ただ、一方で、単に詳しく通知させればそれが一番いい方法なのかという点必ずしもそうでない可能性もあります。理由通知の整理として、どのくらいの説明の程度がいいのかは、詳細な議論を進める中では重要なのではないかと思えます。

また、論点3の関係でいきますと、理由通知に加えて、さらに不服申立てのようなものも

その体制の中には入っていることを明確にしておいたほうがいいかと思いました。広い意味では恐らく申請窓口などがあるのだと思うのですが、不服申立てや苦情処理みたいなものは、これは例えば金融の法制などですと、改めて体制整備と別にさらにまとめ文章などで書かれることが多いと思いますので、注意してその部分は書いていったほうがいいかと思いました。

透明性の点についてですが、論点6の関係で、人の関与の有無、人の関与の程度がどの程度かということが重大な論点になってくるのではないかと思います。実際には非常にたくさん件の情報発信がある際に、全てのを人が見るということにはできないという現実もあるかと思います。そうすると、即時にいろいろな対応をしていくという意味で、機械的な対応をするからこそできると評価できる部分もある一方で、特にセンシティブなものや際どいものについて、仮にきめ細かい検討を機械的な処理に実際にできるか、現場でできるかという問題があります。それを追求していくと、どちらかという人のほうが有益だろうということになってくると思っております。それぞれのテーマについて、人を選ぶか機械を選ぶかについては、それぞれ一長一短があって、組合せをしていくことになるかと思います。ここの体制の中で、そういう意味では、人の関与がどういう形になっているのかは非常に重要な点になるのではないかと思います。

最後に論点7の関係で、アカウント登録時の本人確認の厳格化という点ですが、登録時というところに少し気になったところがございます。その後、最初に本人確認を行って、その後適当に譲渡できるような状態になっているのかどうかがあるかと思っています。登録時だけでいいのかどうか、それで悪用がされないことが担保されているのかどうかということを少し検討したほうがいいかとは思っています。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 主査から御指名をいただきましたので、まず山本先生がおっしゃった1点目の部分についてですが、偽情報の定義で、社会的影響とかの中に民主主義とか、そっちの部分を含めるかどうかという話だと思うんですけども、僕も基本的に森先生がおっしゃったようなところ、個人の財産とか生命とかに関わる場所はやっぱり中核にあると思っています。ただし民主主義の中で特に選挙に関わる部分、偽情報がきっかけでフィジカルな現実空間における妨害とか暴力行為みたいなものにつながるというようなこともやはり検討はしておかなきゃいけないのではないかと思いますので、これはもちろんさっき比例

性のお話があったとおり、対応のレベル、グラデーションを設けて考える必要はあるかと思えますけども、一般的な射程としては、民主主義への影響みたいなものも考慮する必要があるのではないかというのが私の現状の考えです。

山本先生が、おっしゃられた2点目は、論点5のところに関わると思いますが、行政機関による申出とか申請による濫用を防ぐための透明性の部分というのは、私も非常に重要だと思っていて、特に権利侵害の場合とそれ以外の行政法規に抵触する場合というので分けるということも確かにあり得ると思うんですが、一方で、権利侵害のものについても、例えば公職者とか、公共的に重要な立場に立つ人物に対する権利侵害の場合というのは公共性・公益性といった部分が重要になってきますし、そこで結局恣意的な濫用みたいなものが起きるとまずいと思うので、行政機関から申出・申請があるという場合には、ここで挙げられているような4点の透明性の部分を、警察をはじめ、総務省以外の省庁に関してもきちんと確保していただくということを前提に考えなければいけないのではないかと。

特に行政機関における申請とか要請の場合に重要と思ったのが、事後救済の部分です。論点5の部分に※で事後救済手段を含むと書いていただいていますけども、通常のコンテンツモデレーションで、例えばオーバーブロッキングのようなことが生じた場合は、ユーザーさんはプラットフォーム事業者に対して異議申立てをするというのが筋だと思いますけども、行政機関が申請・要請して削除等に至ったというような場合には、それはプラットフォーム事業者側に異議申立てをするのではなくて、きちんと行政側に異議申立てができる仕組みが確保されているということが非常に重要だと思いました。それも含めての透明性のプロセスとかアカウントビリティのプロセスをきちんと確保することが重要であると思えます。

それから、ちょっと長くなって恐縮ですが、3点目がありまして、いわゆる収益化の停止、デマネタイゼーションの部分についてなんですけども、論点2のところの一覧表でまとめられている中で、収益化の停止というのは抑止効果としては中となっており、確かに可視性への影響という点では影響はないというのはそのとおりだとは思いますが、一方で、表現の自由論的な観点を入れますと、いわゆる表現行為に対する萎縮効果といえますか、収益化が止まるかもしれないということで表現活動を萎縮するという効果はあると思えます。

もちろんそういう萎縮効果がある意味でよい形で発生するように狙って収益化の停止という手段があるので、一概にデマネタイゼーションが駄目だというわけでは当然なく、私自

身は何らかの手当てが必要だと思っていますが、収益化の停止も萎縮効果という形で間接的に表現活動の可視性にある程度は影響してくるという部分は、比例性を考えるうえでも考慮する必要があると思いました。

私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。じゃあ、森さん、すいません、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。まずは山本先生から御指示のありました、生命・身体・財産の明白な危険以外にあるのかというお話ですけども、これはあると思っ
て、1つは、先ほど水谷先生からもお話のありました非収益化のような、ここでおまとめいただいた可視性に影響しないというもの、これについてはありかなと思っ
て、インプ稼ぎのようなものについては、それが有効な手段になると思いますし、何よりも、確かに萎縮効果みたいなものはあるかもしれませんが、そこまで表現の自由との対立が大きくない、険しくないということは言えるのかなと思っ
ますし、逆に言うと、例えば生命・身体・財産に対して脅威をもたらすような情報発信というのは、これは収益とは関係なしに、場合によっては強い意思を持って行われることがあるわけですので、そこは違うものとして、やはり中心的な課題としては、表現の自由と真正面から対立するような、こちらとしては、政府を私は想定していますけども、政府が送信停止、非表示、表示しないことをしてもらいたいと要請をするというようなことについては、それは表現の自由と有害性の対立が険しいのであれだと思っ
ますけれども、可視性に影響しないということであれば、もう少し別のルートが、つまり対象範囲を広げてもいいのかなとももちろん思っています。

そしてもう一つのパターンとしてぜひともここで我々が検討する必要があると思っ
ますのは、対象者の特性、閲覧者の特性によって出し分けるというパターンです。前回親会でMy Data Japanの太田さんから御説明がありましたけれども、有害性としてはそこまでではないと。生命・身体・財産とか、そんなことはないけれども、例えば政府がすごい頑張っているからぜひとも支持しようとか、政府が大失敗しているからみんなで批判しようとか、それ自体は罪がないわけですけども、これをあのとときの御説明では若い人に限定してとか、あるいは刺さりやすい、だまされやすい人に限ってとか、そういった形でレコメンドをする、あるいはターゲティング広告を出していくということに関しては、これはやはり対応をする必要があると思っ
ます。

これは何かと。おまえ、さっきから表現の自由と有害性の緊張関係だと言っているけれど

も、ここで問題になる対象者の特性に応じた出し分けみたいな、それはどう説明するんだと言われると、これは実は私、本当に難しい問題だと思っていますけれども、実はここそが全く新しい問題といたしますか、それこそ思想の自由市場の失敗の中心にある新しいプラットフォームの問題なのではないかと思っていて、今までいろんな情報を出して、それをみんなで判断して議論していいとか悪いとか決めていこうぜという話だったわけですけども、そうではない種類の全く新しい我々に対する脅威、それによってケンブリッジ・アナリティカみたいなことが実際に起こっているわけですので、ここに関しては2軸では議論できていないということは確かなんですけども、これこそが失敗のど真ん中にあるんだという事で、ここに対する対応、刺さりやすい人に刺していくと。それによって世の中を変えていく、社会を分断する、選挙に影響を与えるということについては、これは非常に重要な問題だと思っていますので、非収益化のような表現の自由に影響がないと、影響が低いというパターンとはまた別に、これは介入について考えていく必要があると思っています。

すいません、ちょっとだけ別の話をさせていただきますと、効果といたしますか、透明性みたいなことももちろん問題で、1つは、政府から要請したときの法的効果ですけども、削除しないと罰則だとか、そういうことではなくて、やはりまずはどう対応したかということを経営者に報告してもらおう。一定の期間内に我々としてはこういう対応しましたということを情報伝送プラットフォームに報告してもらおうということが法的効果なんだろうと思いますし、先ほど透明性のところでお書きいただいていたような措置というのは私もやっていただくべきなんだろうと思いますし、特に事後検証ですね。発出前に、要請前に何かできるかというのはちょっと分からないんですけども、事後にこういう要請をプラットフォームにして、結果がこうだったということを経営者の自由の観点からオープンな場で評価できるような仕組みというのは必要ではないかと思っています。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。森さん、非常に重要な論点で、ちょっとお伺いしたいんですけど、そうすると、生命・身体・財産に対する比較的明白な危険というものについてはかなり強い対応があり得るのに対して、選挙のプロセスですとか民主主義プロセスに影響を与えるものについては、政治的な意見表明の自由というのは表現の自由の中でもかなり重要なものとされているというところから、やはりそこはやや異なるものとして捉えていって、しかし一定の対応というか、一定の幅のある対応というものはあり得るのではないかという、そういうお話と理解してよろしいでしょうか。

【森構成員】 はい、おっしゃるとおりです。ちょっと私の場合、それに関しては、特性に基づく情報送信が思い浮かぶというか、それしかちょっと……。

【山本（龍）主査】 いわゆるケンブリッジ・アナリティカ的な話ですよ。

【森構成員】 はい。そうですね。

【山本（龍）主査】 その人の脆弱性みたいなことをプロファイリングして、そこに政治的マイクロターゲティングのような形で当てていくということについては、プロファイリング規律であるとか、レコメンデーションに関する政治的マイクロターゲティングに関する規律みたいなことを別途検討する必要があるんじゃないかと、そういうお話として理解すればよろしいですか。

【森構成員】 はい。おっしゃるとおりです。やはり政治、選挙に影響を与えるとか、社会にということが、仮にオープンな場で話されるのであれば、それは過激とされるような考え方であったとしても、なかなかちょっと対応要請ということになりにくいかなと思っております。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。よく理解できました。

それでは、次、山本健人さん、お願いいたします。ちょっと時間が押してまいりましたので、私もさっきべらべらべらべらしゃべっているんですけど、できるだけコンパクトにお願いできればと思います。

【山本（健）構成員】 手短かに定義周りの話しですが、生命・身体・財産というのが中心になり、グラデーションでいうところの強い規制を要請するものになるだろうというのは私も同感です。やはりここはグラデーションがあると思っておりまして、一番広いところでは、知る権利や意思形成過程に関する自由のようなものの保護というのが根拠にあって、偽・誤情報への対策が検討可能になっていると感じています。そこに、選挙のような民主主義的なものや安全保障といった公的な意思決定のなかでもとても重要なトピックについてはもう少し対策の幅が広がるというような考え方になると考えています。

なお、特に選挙については2点ぐらい注意事項があると感じています。1つは、対策をし過ぎること自体が、情報影響操作とまでいえるかはともかく、意見形成の誘導になりかねないため、ある種のルール論ではないですが、どういう対策をするかのルールをかなり明確にしておく必要性が高いと思います。2点目は、選挙期間に対応するのか、より全体的に対応すべきなのか、つまり、期限を限らず対応すべきなのかというのも論点としてあるかなと思っています。おそらく影響操作みたいなものは、日常で徐々に行われていくのだとすると、

選挙期間だけに対応してもあまり意味がないというような推測はありうるところかなと思います。対策の期間的な段階を分けるとか、どういう対策の段階設定をするかというところも論点と思いました。

差し当たり以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。いずれにせよ、グラデーションと申しますか、そこを少し整理していく必要があるのかなというのは皆さんの御意見の中から明らかになってきているところかなと思います。政治的な意見表明は表現の自由の中で最も核心的なものとして捉えられている一方で、選挙については、選挙の公正の確保というまた重要な公益があるというところのバランスをどういうふう考えていくのかということは非常に重要なポイントかなと思いました。

それでは、石井さん、よろしく願いいたします。

石井さん、ごめんなさい、次の予定がありますので、失礼いたしました。

では、一通り一応ここでこの最初のトピックについてはと思えますけれども、いろんな御意見いただいて大分整理が進んできているかなと思います。ちょっと最後また意見交換の時間があれば、また少し整理もしていきたいと思いますが、次のトピックがありますので、まずそちらのほうから行きたいと思えます。

それでは、情報伝送プラットフォームが与える情報流通の健全性に対する影響の評価・軽減に向けた方策の在り方について、事務局から御説明お願いいたします。

【上原補佐】 事務局より御説明いたします。資料WG 20-1-2を御覧ください。こちらは今後の進め方で申しますと、④、大分類1のd、情報伝送プラットフォームが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方でございます。

2ページ目御覧ください。先ほど情報伝送プラットフォームが講じるコンテンツモデレーション等の在り方について御議論いただいたところですが、偽・誤情報等の流通・拡散等によって発生・増幅し得る社会的な影響について、そうした今御議論いただいたような方策によって十分軽減することが可能なかどうかと。既に少し御議論出てきたところかもしれませんが、そもそも十分に軽減できているのかどうかというところについて評価する仕組みの必要性をどう考えるかというのがここでの大きな論点となっております。

細かく申し上げますと、まず、何に対する影響をそもそも問題視するのか。これも先ほどのお話の延長上になってくるのかなとは思っておりますけれども、いろいろな影響が考え

られる中で、どの影響を評価させるということになるのか。また、全体的な仕組みを考える上で、結局情報伝送プラットフォームのアーキテクチャあるいは利用規約等を含めてビジネスモデル自体は事業者が自ら設計するものであって、自由に基本的には事業者が設計できるということが出発点になっていますし、また、技術・サービスの普及・進展のスピードが速いという分野でもございますので、デジタル空間における情報流通の健全性、ひいては社会的な影響の軽減に向けた方策を検討するに当たってはそういった部分を踏まえる必要があるのではないか。

これはつまり、3ポツ目にありますように、既存の仕組みとしていろいろと考えてみますと、結局事業者側に自主的にとといいますか、事業者に対して、自分でサービスの運営状況を事後的に評価する、そしてその結果を基に運営方針の改善等をしていくことを求めるとか、あるいはさらにもう少しプロアクティブに、サービス自体が外部的な権利・利益に対して将来与えるであろう影響を事前に予測する。これもやはり事業者に事前に予測させるというところで、そしてあらかじめ軽減措置の実施を求めるといった枠組み。

大きく分けるとこういう2つの枠組み自体は国内外にあるというところがございますところ、こういった枠組みを参考に具体的な方策を検討することについてどう考えるかという総論的な論点を立てさせていただいております。

こちら、全部で9個ほど既存の枠組みを挙げてはいますが、具体的な中身については、32ページ以降に置いております。DSA等の外国のものについては6ページから参考資料としてつけておりますけれども、こちらも参考にさせていただければと思いますけれども、こういったいろいろな仕組みがあるというところがございます。

その上で、こういった枠組み、例えば事後的にサービスの運営状況を評価して、去年例えば1年間はこういう状況でしたと。その結果を基に今後はこういう方針でやっていきますというふうなことを考えるのか、あるいは過去というよりは未来に向けて、事前に今のこのサービスにはこういうリスクがあるということを予測しながら、その軽減措置を実施していくという枠組みなのか。いずれにしても、こういった枠組みを参考にしながら何かしら対応を考えていくのであれば、改善措置あるいは軽減措置の実効性をどのように担保するかというもう少し各論的な論点が出てこようかと思います。こちらが論点2として挙げているところがございます。

こちらもいろいろあると思われまして、先ほど表にして挙げたような9つの既存の枠組みであるとか、そういったものを見ますと、例えば自己評価の結果を公開させるであるとか、

あるいは第三者が自己評価に当たっての指針を策定して、それに従った自己評価、自己予測というものを求めていくということもありますし、あるいはさらにもう少し踏み込んだといえるでしょうか、自己評価の結果自体が妥当なのかどうかと。ある一定の指針に照らして適合しているのかどうかというところを第三者が検証・評価する、あるいは監査という言われ方をすることもできませんけれども、そういった仕組みもあり得る。あるいはこれらそれぞれ排他的ではありませんので、組合せをしていくという対応もあり得るところかと思います。こういったものをどうやって考えていくのか。

特にさらに細かいことを申し上げますと、(2)、(3)のような方策の場合は第三者というものが登場してまいりますので、第三者というのは誰なのか、誰が適当なのかというのが論点3でございます。ざっくり分けますと、政府、自治体、民間、あるいは官民含むマルチステークホルダーというふうな分け方になるかと思えますけれども、それぞれ先ほど挙げた9つの制度、9つの制度のうちの電気通信事業法に基づく特定利用者情報の取扱状況の評価といたしますのは第三者評価するという仕組みにはなっていないので、これは挙げておりませんけれども、それ以外について、この表の中にひとまず当ててみたというのが4ページ目の表でございます。

ただ、これ、後ろの参考資料を御覧いただければ分かるかと思えますけれども、必ずしも政府が評価をする、民間が評価をするときちっと分けられるようなものには実はなっておりませんでして、例えば、ここ「※」で書いておりますけれども、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価、いわゆる取引透明化法に基づくモニタリングレビューと言われているものですけれども、こちら、検証・評価を行う主体というのは経済産業大臣、つまり政府となっておりますが、その過程で利用者またはその組織する利用者団体、あるいは学識経験者等のマルチステークホルダーの意見を聞きながらレビューを進めるとなっていますので、一種、3つ目の民官含むマルチステークホルダーと言ってもよいかもしれない仕組みにはなっているところがございますし、あと、環境影響評価法に基づく環境影響評価ですね、環境アセスメントと呼ばれるものについても、こちら免許等を行う行政機関が最終的には評価結果を加味して免許を行うという仕組みになっておりますけれども、ただ、検証・評価の過程において、事業者による自己評価の結果というものについては、国民であったり、住民であったり、そういったものの意見を聞く手続が設けられておりますので、これは一番下に置いても間違っていないというようなものになっております。

あるいはDSAに基づくシステミックリスクの評価についても、これは「※」には入れて

いませんけれども、以前山本健人先生からも詳しく御説明いただいたとおり、独立した監査主体が監査を行うとはされているんですが、監査対象には行動規範も含まれますし、その行動規範はマルチステークホルダーでつくっていると。そして行動規範をつくる際の指針、ガイドランスについては、さらに政府と言うべきかもしれませんが、欧州委員会がつくっているというような複雑な構造になっておりますので、なかなか1、2、3という分け方をしてそれぞれにびたつとはまるというわけではなくて、結構多層的な、それぞれの仕組みというものがあつたわけですが、それも踏まえて、どういった主体がどういった役割を果たしながら、ここの自己評価、自己予測あるいはそれに対する第三者の検証といったところに対応していくのかといった部分も論点になるのではないかと考えております。

さらにそういった第三者による検証・評価というものを考えるときに、どのような手段で第三者の検証・評価能力を確保するのか。さらに第三者による検証・評価の結果についてどのような手段で情報伝送プラットフォームのサービスに反映するのかといった辺りも各論的な論点にはなつてまいるかと思つた。

特にどういった手段で検証・評価の結果をサービスに反映するのかといったところだと、先ほど挙げたような事例でいけば、ざつと分けると3つぐらい手段はあるのかと整理しております、1つ目は、第三者が行つた検証・評価の結果を公表すると。ただ単にとにかく制度的には公表するだけであると。それによつて公表した結果を見た皆さんにある意味批評してもらふことによつて、レピュテーションリスク、あるいは広告主からの出稿停止リスクといったものもあるかもしれませんが、それによる自主的な影響軽減策の計画・実施を促進するというものがあるかと思つた。

あるいはもう少し踏み込んで、事業者側で検証・評価の結果を踏まえて影響軽減策を自主的に策定・実施するというようなものもござつた。これは第三者の検証・評価の内容自体をそのまま絶対にやれというものではないですが、ただ、これを踏まえて事業者が一定の裁量の下で影響軽減策を実施すると。例えばマイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価であつたり、DSAに基づくシステムリスクの評価といったものはある種こういつたものというふうな評価もできるのではないかとと思つております。

最後、一番具体的なものを求めるのであれば、第三者が具体的にこういう影響軽減策が必要だという提言をした場合には、それを必ず実施しなければならないというような方策もあり得るところでござつた、これは特にリアルな場面での安全性といったものが問題になる、例えば原子力の安全向上評価などでは、ある種そういった定めも置かれてい

ろでございます。

こういった各論的な論点も含めて、先ほど申し上げたとおり、6ページ以降に、EUによるリスク評価制度、既に野村総合研究所様から御説明いただいたところですが、その説明のための参考資料であるとか、あるいは行動規範というところもリスク軽減には絡んでくる場所ですので、行動規範の内容についても参考資料をつけております。オーストラリア、ニュージーランドの行動規範についても参考をつけておまして、最後のほうには、先ほど少し触れました、国内における事業者が自社サービスの運営状況を事後的に評価させる制度として、例えば特定利用者情報の取扱状況の評価、あるいは特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価であったり、踏切道の安全性に関する評価、こういったものが挙げられるかと思っておりますので、こちらの参考資料もつけております。

また、サービスが外部的な権利・利益にどれぐらい影響するのかというところを事業者が事前に予測させる制度としては、例えば金融商品取引法に基づく内部統制報告制度であるとか、マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価、あるいは環境影響評価、それから原子炉施設の安全性向上評価といったところもあろうかと思っておりますので、これらについてもざっと概要の資料をつけさせていただいているところでございます。

事務局からは以上となります。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明への御質問、あるいはコメントにつきまして、もし御発言があればチャットでお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

時間稼ぎということでもありませんが、やはりまずは、ここに書いてあるとおりで、具体的にどのような影響が問題になり得るかということが重要になります。先ほど選挙も含む民主主義への影響ということが挙げられましたし、それから個人の意思決定を操作したり、意思決定に影響を与えるというようなところも出てきたと思います。

EUのデジタルサービスアクトについては、基本権憲章に掲げられるような、ファンダメンタルライツ、基本的な権利への影響というものも挙がっていたかと思っておりますけれども、どういったふうな影響をここで問題にするべきなのかということが1つの論点だろうと思っております。

ここも日本で議論するとき、例えばプライバシー・インパクト・アセスメントみたいなものだと、日本の場合に情報が漏えいするとかしないとかという、情報漏えいに関する割と形式的なリスク評価が行われることもこれまでであったかなと思います。けれども、ここでは

かなり実体的な価値、それに対する影響評価というものを求められるというところで、一定の難しさもあるのかなと思います。

それをどういうふうにしっかりやっていただけるのかというところで、第三者の評価ですとか、それをさらにどう評価してリスク軽減に結びつけていくのかという仕組みが非常に重要になってくるかなと思います。実効性のある仕組みというところについても少し御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

ここは特にあんまり御議論なさそうですかね。

ありがとうございます。じゃあ、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。ちょっと何となく最初にこんなこと申し上げてもどうなのかなというようなことなので遠慮していたんですけども、やはりこの仕組みを伺うと、取引透明化法をイメージしてしまうんですけども、これはあんまりうまくいっていないということは随所で言われていると思っていまして、随所でとか言うフェイクニュースっぽいので、例えば京都大学の和久井先生が御論考を書かれていますが、それを拝見しますと、要するに実効性の観点からかなり疑問であるということが書かれていまして、特に禁止行為とか、そういうものがないのが問題だというようなお話が出ています。

さらに言いますと、これは私の考えですけども、取引透明化法と今般できた、できたてほやほや、スマートフォン競争促進法、これ、関係を考えていただきますと、シンプルに言ってしまうと取引透明化法がモールで、スマートフォン競争促進法がアプリストア。もちろんアプリストアだけじゃないです。法律自体にはモバイルOSとか、検索とか、そういうものも対象になっていますけれども、非常に近接するジャンルでというか、近いところで、同じ立法事実ですね、同じ立法目的ですよ、プラットフォームによる参加事業者への搾取を防ぐ、公正な競争環境を守るということですけども、その中で2つ法制度がありまして、取引透明化法のやり方ではなくて、特にスマホアプリに関してが分かりやすいと思うんですけども、アプリストアとアプリの関係、モバイルOSとアプリストアの関係は、これは単に自己評価とか、それに関するヒアリングとか、そういうことではなくて、実際に一定の行為を禁止する、一定の措置を行う、そういったものでやっていこうというスマートフォン競争促進法の仕組みですよ。

ある意味取引透明化法であんまりいけなかったからスマートフォン競争促進法になっているのかなと私は感じるころがありまして、そういう意味で、自己評価してもらって、それについてヒアリングをして、ああしてください、こうしてくださいというふうに全体的な

仕組みについて言うことなのか、それとも、それはそれで実効性を持たせる方法というのは必ずあると思うんですけれども、それよりもより直接的にこういった問題がプラットフォームでは生じているようだからこれをやってくださいと、そういうことはしないでくださいと踏み込んでいけるようにスマートフォン競争促進法型にするのかというのを考えたときには、やっぱり透明化法とスマホ競争促進法の関係はよく見た上でやるべきといえますか、私が申し上げたいのは、要するに、今、この仕組み、影響の軽減に向けた方策を考えるよりも、優先順位としては直接介入のほうを考えるほうが優先順位的には高いのではないかと感じている次第です。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。ちょっとまた後で少し伺えればと思います。が、まず御意見いただくとして、水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。今表示していただいている論点1のところ、事業者による評価手段として、事後的に評価するものか、リスクの事前予測かというので分けていただいているところですけども、恐らくこのフレームでいうと、事前のリスク予測という方向で設計を考えたほうがいいのではないかと考えております。DSAとかもまさにそうですし、この分類でいくと、今の森先生が御指摘くださったようなDPF取引透明化法のもの事後的評価というようになってくると思っております。特に民主主義への影響とか、そういうものというのは、将来どういうふうな技術がさらに実装されて、それがどういう影響を及ぼしていくかというのが現時点でまだ見えない部分もあるということからすると、それを走りながら事前にリスクを評価・予測しておくという意味で、こういうシステムリスクの把握というのはやはり私は大変に重要なのではないかと考えています。

その点でいうと、次の論点2のところなんですけども、ここで重要になってくるのが実施指針の策定だと思っております。つまり、自己評価をプラットフォーム事業者側でしていただく上でも、実施指針に関しては、やっぱり統一的、安定的なものが策定をされていないと、プラットフォーム事業者側からしても非常に困ることだと思いますので、実施指針の策定にそれこそマルチステークホルダーでどういうアクターが絡んでいくのかというところがポイントになってくると思います。単に民間の識者だけで、アクターだけでやっていくのか。ここにやっぱり官も入れて、実施指針の策定に公的機関も関与してやっていくのかという点で、資料ですと論点3のところ、指針策定とかいう部分においても、官民両方含んでいけるほうがやはり安定性、継続性という意味では重要ということも指摘をされていますので、

表現の自由との観点から官だけでやっていくというのはちょっとまずいとしても、実施指針の策定に官が関わっていくという方向もあるのかなという点が1点です。

すいません、もう1点あるんですけども、その上でもう一つポイントになってくるのは、影響評価をされた後だと思えますね。論点4の部分に関わってくると思いますが、実効性をどう担保するのかというところで、先ほど森先生が御指摘されたところが、ここにも関係してくるかなと思えますけども、影響評価をしていただいて、これが不十分だとなったときに、じゃあ、軽減措置ちゃんと取れてないということに対して、どこまでエンフォースメントを官がしていけるのか。これが確かに表現の自由と絡む上では、ここを下手に強い権限を官に与え過ぎると、逆に間接的な形での表現の自由に対する政府介入リスクを招きかねないので、慎重さは必要ではあるとは思いますが。しかし、ある種のエンフォースメントとしてしっかり軽減措置に対する実効性を担保するという事は極めて重要と思えますので、その点でいうと、担保手段として、第三者が定めた影響評価軽減策の実施ですかね、というのをやっぱり射程に入れて考えていく必要があるかなと思いました。

私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、山本健人さん、お願いします。

【山本（健）構成員】 私からは2点です。1点目は質問とコメント半々ですが、論点1について。具体的にどのような影響が問題となり得るかのところですが、これは山本龍彦先生がおっしゃったとおり、基本的人権などに関する影響評価をやっていただきたいと考えています。その流れで、資料の文言を読みますと、偽・誤情報や悪意のある情報の流通・拡散によって発生し得る社会的影響としての基本的人権への影響ということと読めるように感じていますが、現状生じている基本的人権問題に対してどういうアプローチをしたらどれぐらいの影響を軽減できるかという問題と、対策をすることによって逆にユーザーなどの表現の自由に生じる影響という2側面あると思えますので、両側面の影響評価というところを明確にしたほうが良いと思いました。以上が1点目でして、ここの影響とはどういう趣旨だったのかというのを確認したかったということになります。

2点目が、論点2などに関わる透明性についてです。恐らく基本的に策定指針、実施指針が重要であるという水谷先生のご指摘は、本当にそのとおりだと思います。その上で、これを策定する際に、マルチステークホルダープロセスを採るかどうか自体、論点だと思いますが、少なくとも、ある程度事業者の実施しているサービスや技術というのは念頭に置かなければならないという問題はあると思えます。例えばカナダで政治広告のライブラリーを法

律で義務づけるというような規制を導入したときに、技術上対応できないことを理由にいくつかの事業者から批判されたという問題があります。そもそも政府側の要求に対応できるようなシステムなのかどうかとか、何を公表できて、できないかみたいなどの統一をある程度調整する必要がある、というのが論点として生じると思っています。事業者との協力関係をどうしても意識せざるを得ないと思うところです。

そこの関連で、EUの偽情報の行動規範もそうですが、ある程度公表される情報の内容が統一されていることが重要だというような指摘もなされています。公表後に研究者を含むいろんな第三者がレビューや研究を行う際に、各社がそれぞれ独自の情報のみを公開しているとあまり意味がないという指摘です。ある程度公表する情報が統一されている部分があって、そこに加えてプラスアルファとして独自に公表する部分もある、といった立てつけの透明性というのが必要なのではないかと思います。

私からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、水谷さんは今の山本健人さんのコメントについてはそのとおりだということで、それ以上、特に……。

【水谷構成員】 それ以上は特にありません。大丈夫です。

【山本（龍）主査】 分かりました。

じゃあ、落合さん、お願いいたします。

落合さん、いかがでしょうか。落ちてしまっていますかね。

水谷さん、じゃあ、すいません、山本健人さんのどの点について特に賛同ということですかね。

【水谷構成員】 すいません、時間稼ぎに。今の賛同ということの意味ですが、まさに技術的な側面から対応できないう部分が事業者ごとにあると思います。事業者のサービス設計がそれぞれ違うので、それこそテキストベースのソーシャルメディアと動画配信のベースとかのソーシャルメディア等で、コンテンツモデレーションの仕組みとか、そういうものも変わってきますので、そういう意味でも官民併せてマルチステークホルダーで情報を出していただいて、できるところで統一的な指針をつくっていくということが重要だと思います。

すいません、私から以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、落合さん、すいません、よろしくお願いいたします。

【落合構成員】 すいません、ありがとうございます。改めてですが、今、水谷先生がおっしゃっていただいていた点は非常に重要だと思っております。目的の立て方、どういう形で目標を設定していくかが重要だろうと思っておりますが、その際に多分画一した基準がなじまないというか、プラットフォームの形態自体が比較的多様性があるということはヒアリングでも明らかになってきたところでもございます。また、同じ対応をする必要があるプラットフォームとそうでないプラットフォーム、それぞれ御説明いただいた中で、これは実施していないと言われて納得感がある項目とそうでない項目と両論あったのではないかと思います。これを逆に見ていきますと、非常に大きい目的としては、1つの法制ではありますので、定めていくということは必要だろうとは思いますが、最終的に各種のプラットフォームがそれぞれ行っていただくものは、発信している内容やプラットフォームの参加者、情報の内容などを考慮して、それぞれ効率的な対策が何なのかというのを考えていただくことになると思います。こういうことに資するように各プラットフォーマーにそれぞれ目標を設定していただくというプロセス、これは自己評価も後でしていただくことともつながってくるかとは思いますが、これ自体が多分必要なプロセスになってくるのではないかと思います。

ですので、大枠の目標自体は、一定、各事業者共通のものはあるとして、それに対して具体的な目標の立て方自体は自身でも行ってもらって、さらにそれに対してどういうレビューをしていくのか、そこの段階でマルチステークホルダーのレビューにしていくのかといったような、こういうプロセスの整理も重要になるのではないかと思います。

論点2のほうに行きまして、事後の評価自体もそうなのですが、計画自体をどう策定していくか、また、策定した計画も毎年の情報の流通の状況も同じではないように思っております。例えば投資詐欺も、2年前であればさほど重要ではなかったかと思いますが、今年であれば重要かと思えますし、医療・健康情報、特にコロナの情報についても、2020年、21年であれば重要だったとは思いますが、今の時点では比較的重要性は下がってきた側面はあろうかと思います。

そういった意味では、一律に一度目標立てたら終わりというよりは、何回も見直しをしていくことが想定されます。その際に各社それぞれ工夫をしてもらうように設計をしていく、といった意味でのアジャイルガバナンス的な制度の実装が重要なのではないかと思います。

また、実効性担保の在り方についてですが、森先生もおっしゃられておりましたが、どう

実効性を確保するか、ファンクション等をどう考えていくかは非常に重要な論点であろうかと思えます。

一方で、後ろの本日添付していただいた資料との関係で申しまして、もう少し実はサンクションの行い方をさらに掘り下げるですとか、どの行為に対して制裁金、デジタルサービス法も6%の制裁金のような条項がかかっている項目もあったとは思いますが、DSA等を中心にどういう項目の違反に対してどういう制裁措置が一応制度上予定されているかを整理することがあると思えます。また、それに対してはどのようなプロセス、いきなり直接介入をするわけではない場合も多いかと思えます。それも踏まえて、例えば暫定措置違反の場合などにさらに制裁を行う、というような内容になっていたような部分もあったとは思いますが。こういった点も少し、どうやって各国で制裁面、執行面のほうについて整理をしているのかを考えると、恐らくその中で、各国において表現の自由とのバランスなども取られている側面もあると思えますので、それも見ながら議論していけると今後より深めていくことができるのではないかと思えます。

最終的には、一定程度強い制裁が行い得るという状況ではないと動いていただけないという場合も多いのがこの分野ではあるかと思えます。その意味ではスマホの推進法のほうは非常に頑張って制裁も入れていただきましたが、このテーマにつきましては、偽・誤情報につきましては、どうしても経済的問題だけではなくて、表現の自由に対する萎縮、言論統制に関する問題というのがございますので、そちらとスマホの促進法案と同様にとまではいけないかもしれませんが、しっかり検討していくべき項目なのではないかと思えます。

以上です。

【山本(龍)主査】 ありがとうございます。確かに規模感が同じプラットフォームでも、やっぱり業態というんですか、サービスの内容が異なるということは先日の親会でも確かに明らかになったところだろうと思えますので、プラットフォームの多様性についてはやはり、この点は考慮に入れる必要があるのかなと思えました。

生貝さん、お願いいたします。特にここは生貝さんの専門領域、ど専門の領域だと思うので、よろしく申し上げます。

【生貝構成員】 ありがとうございます。お書きいただいていることはいずれも非常に重要かと思っております。こうしたことを具体化をしていくということが非常に中心的な論点になり得るのかなと思えました。

それで、3点ほど簡単になんですけれども、1点目は、こういった、今、まさに目的ですとかエンフォースメントといったようなところをお書きいただいている中で、多分手段面を少し具体的に書き下していくことも今後必要になってくるのだろう。例えばDSAだと37条の中で、あれは例示でありますけれども、例えばオンラインインターフェースを含むサービス自体の設計でありますとかアルゴリズムのテストといったような具体手段というのが、様々、まさにここに書いていただいているとお書きされている中で、やっぱりこういったことを求めるけれども、それはやはり例えば特定の視点を押しつけるわけではない、また具体的にコンテンツを削除せよといったようなところからはある種距離を取る、そういうことがある種担保されるような、実施されるべきリスク軽減手段であるといったようなことを見いだしていく必要があるのかなというのが1つ目です。

それから2つ目として、いわゆる指針の策定プロセスというところ、これはマルチステークホルダープロセスが必要なのは言うまでもなく、しかし、他方で、やっぱり今まであったとおり、事業者さんごとにサービス内容もそこで起こり得るリスクも異なるといったときに、恐らく一定程度抽象的な規範にならざるを得ない部分はあるのかなと思います。

そういったときに、言ってみれば指針というのはどうしてもある種の下位規範的な性質を持ってくる中で、ここはいろんな考え方があると思うんですけれども、むしろしっかりデュープロセスというか、しっかり法の枠組みの中で政府の関与というところも透明にした形で、ある種の公式なプロセスの側面というものを考えていく価値というのが特にある部分でもあるのかなあというのを感じたところが2点目です。

それから3点目として、エンフォースメントのところについては、もちろんそれを義務づけるですとか、いろいろあると思うんですけれども、やっぱりちょっと以前にも曾我部先生の御報告のときに申しあげましたけれど、エンフォースメントの側面におけるマルチステークホルダー性というのが策定プロセスと併せて重要になってくるのだろうといったとき、これはやはりここで挙げていただいているようなデータの提供と独立した第三者による様々な評価というものをできるだけ多くの人たちができるようにするというところを含めて、できるだけ手段を複数用意しておく必要があるのかなと思います。

そうしたときに、実は例えばこのほかにDSAだと、基本的に全ての条項について利用者側の民事救済が認められていたりするといったような部分があったりする。そのリスクによっていろんな損害というものを受けてりする可能性がある。その対策が十分でなかったといったような形に対して、集団訴訟を含むプロセスが用意されているといったような

ところでありますけれど、そうした私人によるまさに救済手段、そこに対する司法の関与と
いったような在り方というのももしかすると論点の中に、視野の中には入れてよいのかな
と思いました。

取りあえず以上でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

あと時間がほとんど、あと5分ちょっとぐらいしかないんですが、非常に重要な論点だと
思うので伺います。最後のところ、透明性を確保しながら一定程度政府がこういった仕組み
について関与する必要があるのではないかとお話しされていたと思うんですけども、具体
的な関与の在り方というのはどういったものが想定されるとお考えでしょうか。

【生貝構成員】 ありがとうございます。やっぱり1つは、指針のプロセスというものを
法律の中に明確に位置づける。つまり、規範をつくって、具体のコードオブコンダクトは、
完全に法の外側に任せるという形ではなく、しっかりまずひとつは法の中に位置づけて、そ
こにおける政府の役割というものをしっかりと明確化していくというのがまずはひとつな
のだろうなあとは思いますが。

【山本（龍）主査】 なるほど。例えばマルチステークホルダーの組み方とか、そこに参
加すべき主体であるとか、そういったようなことを例えば書くとか、そういうことも含むん
ですか。

【生貝構成員】 そうですね。それも有り得るところかとは思いますが。ただ、もちろん法
文の中にどこまで具体的に書けるかというのは課題かとは思いますが。

【山本（龍）主査】 分かりました。ありがとうございます。

森さんに、最初にまさに大きな問題提起というか、そもそも日本でこういう仕組みが機能
するのかわという大きなお話をいただいたと思うんですけども、これまでの議論を聞かれ
てどうでしょう。やはり日本でマルチステークホルダーをやるといっても、EUなどと違っ
て市民社会の声がなかなか反映されないという問題ですとか、エンフォースメントのと
ころでもやはり十分なものができるとか、恐らく非常に重要な問題がいろいろと議論
されたと思うんですが、それを踏まえて、何か御感想でもよいので伺えればと思います。

【森構成員】 ありがとうございます。やっぱりちょっと若干気になるのが、要するに、
先ほど申し上げたこととそんなに変わらないのが、これって割とほかの制度って、やること
というか、自己評価の対象になる仕組みの中身がある程度具体的にはっきりしているんだ
と思うんです。取引透明化法でいえば、参加事業者、店舗の情報をプラットフォームが直販

で利用するかとか、あるいは、検索の表示順位はお金を払ったら変わるかとか、そういうところに着目して、そういう意味では、例えば自己評価の対象となる仕組みについて、権利侵害情報ということで考えるのであれば、それはかなり具体的にやるべきことってイメージできると思いますので、例えば窓口をどうするかとか、対応をどうするかって、これはまさに情プラ法の透明化規律、迅速化規律のところの規定だと思うんですけども、措置によって規定されているような中身だと思うんですけども、割とそういうことが具体的にはっきりしている。

他方で、偽情報・誤情報対策みたいなことを、あるいは有害情報対策みたいなことを、プラットフォームの仕組みということになりますと、かなりプラットフォームに裁量を持たせないと逆にいけないのかなという感じもしております、そういう意味での、自己評価というのはできるのかもしれませんが、第三者からの客観的な評価というのはちょっと難しいのかなという感じはしております。

他方で、権利侵害情報だとそうですし、あと、我々の情プラ法でまだ決められていない重要な問題としては、ユーザーデータの収集と利用ということがありますので、そこにフォーカスすれば結構いけるんじゃないかなと思うんですね。DSAは全然違うじゃないか、手広くやっているということはそうなのかもしれないんですけども、ちょっとDSAの場合、そもそもの違法情報、イリーガルコンテンツとなっていますけれども、それが我々に比べると随分広いような印象を受けてまして、もちろんこれは私は全く素人なので生貝先生に教えていただきたいと思うんですが、ちょっとそういう意味でも、DSAと同じように、果たして偽情報・誤情報でできるのかということは今でも疑問です。

ちょっとお尋ねとマッチしてないかもしれませんが、感想としては以上です。

【山本（龍）主査】 いろいろと御意見が出たところで、まださらに深掘りをしなければいけないのかなと思いましたが、今の今のところの私見を申し上げますと、個人に対する権利侵害情報については、情プラ法が一定程度、透明化規律と迅速化規律というものを入れている、個人に対する権利侵害情報については一定の方向性が示されているのかなと思います。

それに対して、集団とか社会に対する有害情報、偽・誤情報をどうするのかと。個人に対する権利侵害情報ではないものについてどうするのかというのは今日議論になって、その中で恐らく生命・身体・財産に関わるもの、あるいはそこと一定の距離があるとはいえ、重要だと思われるのが民主主義ですが、選挙に対する重大な影響を及ぼすようなものについてはある程度の対応というものが求められるのかなと思うわけですけども、他方で、そう

いうものに直接関わらないもの、しかし有害と思われるようなものについてどういうふう
に考えていくのかといったときに、やはりそこにはプラットフォームごとの自律性とか自
主性というものが、あるいは裁量というものが求められる、あるいはそれを認めなければい
けない領域があり得るのではないかと。

そういったところについては、表現の自由との関係でも、今のようなシステミックリスク
と申しますか、影響評価、それに対する対応というような形で、自律性を認めながら取り組
んでいただくような、そういう必要性があるように私自身は感じました。

ただ他方で、EUとは大分文化的な、政治的な諸条件が異なるというところがありますの
で、その違いを十分踏まえつつ、特に影響評価のところですよ、この部分について日本で
どういう仕組みづくりができるのかということがひとつ問題になるのかなと思いました。

繰り返しになりますけども、これはデジタル立憲主義の山本健人さんのお話とも関わる
ところですけども、やはりプラットフォームが非常に重要な影響力を持ってきていると
いうところで、そういったプラットフォーム事業者にどういうふうに人権感覚を持っても
らって、人権というものを踏まえながら事業を行っていただくかということは非常に重要
なところかなと思います。この部分について、つまり2つ目のトピックをどういうふうに今
後精緻に議論していくのかということが非常に重要な論点にはなるのかなと感じた次第で
す。

すいません、まとまりのないコメントで申し訳ありませんけれども、既に今時間がたっ
ておりますので、特に何か今ここで御発言されたいという方いらっしゃいますでしょうか。も
しいなければ今日はここまでにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、最後に、今日はここまでにさせていただいて、事務局
から何か連絡事項ございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合は5月22日水曜日、13時からワーキ
ンググループ第21回会合を予定しております。別途事務局から御連絡を差し上げるとと
もに総務省ホームページに開催案内を掲載しております。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、「デジタル
空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループの第
20回会合を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。